

新潟県柏崎市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例 パブリックコメント一覧表

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	条例改正案のへの反映
1	<p>【条例改正案第3条第2項】</p> <p>空き家に係る敷地の所有者には、民法上規定のとおり、そもそも管理責任があることから、働きかけを行うだけでなく、適正に管理しなければならない旨の規定をしたほうがよいのではないか。</p> <p>●（参考）民法第717条 （土地の工作物等の占有者及び所有者の責任） 第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。</p> <p>3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。</p>	<p>御意見を踏まえ、条例改正案へ反映します。</p>	<p>反映</p>